

送達証明申請書

申立人 川 崎 三 郎

相手方 小 田 原 二 郎

上記当事者間の御庁平成20年（ワ）第1000号事件について、2008年1月7日に言い渡された判決の正本につき2008年 月 日に相手方に送達されたことを証明されたく申請します。

2008年 月 日

横浜地方裁判所 御中

申立人代理人

弁護士 横 弁 太 郎

確 定 証 明 申 請

原告 川 崎 三 郎

被告 小 田 原 二 郎

上記当事者の横浜地方裁判所平成20年（ワ）第1000号事件について2008年11月7日になされた判決について2008年 月 日の経過をもって確定したことを証明されますよう申請します。

2008年11月 日

原告代理人

弁護士 横 弁 太 郎

横浜地方裁判所 御中

平成20年(ワ)第1000号

申立人 川 崎 三 郎

相手方 小 田 原 二 郎

受 書

- | | |
|---------|----|
| 1、送達証明書 | 1通 |
| 1、確定証明書 | 1通 |
| 1、執行文 | 1通 |

上記事件につき、正にお受けいたしました。

2008年 月 日

申立人代理人

弁護士 横 弁 太 郎

横浜地方裁判所 御中

執行文附与申請書

原告 川 崎 三 郎

被告 小 田 原 二 郎

2008年11月27日

横浜地方裁判所第○民事部 御中

原告訴訟代理人

弁護士 横 弁 太 郎 ㊟

御庁上記当事者間の平成～～年（ワ）第～～～～号損害賠償請求事件につき、平成20年11月10日に言い渡された判決の判決正本に執行文を付与されたく申し立てます。

添 付 書 類

1、判決正本

1通

債権差押命令申立書

横浜地方裁判所 御中

2008年11月 日

申立人債権者代理人

弁護士 横 弁 太 郎

当事者 }
請求債権 } 別紙目録のとおり
差押債権 }

債権者は、債務者に対し、別紙請求債権目録記載の“執行力のある判決正本に表示”された上記請求債権を有しているが、債務者がその支払いをしないので、債務者が第三債務者に対して有する別紙差押債権目録記載の債権の差押命令を求める。

添 付 書 類

- | | |
|---------------|-----|
| 1、執行力のある判決の正本 | 1 通 |
| 2、判決送達証明書 | 1 通 |
| 3、資格証明 | 2 通 |
| 4、住民票 | 1 通 |
| 5、委任状 | 1 通 |

以 上

当事者目録

(債務名義上の住所)

〒210-0000

川崎市川崎区〇〇町××番地× ←債務名義上の住所と異なる場合は住民票にてその繋がりを確認し添付して申立する

(現住所)

〒231-0000

横浜市中区□□町△△番地△

債権者 川 崎 三 郎

〒231-0000

横浜市中区日本大通〇〇

横弁法律事務所

債権者代理人

弁護士 横 弁 太 郎

〒220-0000

横浜市西区みなとみらい〇〇 ←当事者に法人が入る場合は法人登記簿謄本を添付

債務者 小 田 原 株 式 会 社

代表者代表取締役 小 田 原 二 郎

〒100-0005

東京都千代田区丸の内〇-〇-〇

第三債務者 株式会社三菱横浜UFV銀行

代表者代表取締役 ○山金太郎

(送達場所)

〒220-0000

横浜市西区みなとみらい××

第三債務者 株式会社三菱横浜UFV銀行みなとみらい支店

請求債権目録

金1,059,006円

横浜地方裁判所平成20年(ワ)第○×□号事件の執行力のある判決正本に表示された下記債権並びに執行費用。

1) 金1,000,000円

但し、判決主文第1項による。

2) 遅延損害金 50,156円

但し、上記1)金1,000,000円に対する平成19年11月7日から11月7日まで年5分の割合による

平成19年11月7日～平成19年12月31日

$1,000,000 \times 0.05 \times 55 \div 365 = 7,534$ 円

平成20年1月1日～平成20年11月7日

$1,000,000 \times 0.05 \times 312 \div 366 = 42,622$ 円

3) 執行費用 金8,850円

執行文付与手数料 金 300円

判決正本送達証明手数料 金 150円

本差押命令申立手数料 金4000円

書面作成料及び

提出費用 金1000円

差押命令正本送達費用 金2820円

陳述書の送付費用 金 500円

通知書送付費用 金 80円

差押債権目録 (預金債権差押の場合)

金1,059,006円

但し、債務者が第三債務者（三菱横浜UFV銀行みなとみらい支店扱い）に対して有する下記預金債権のうち下記に記載する順序に従い頭書金額に満つるまで。

記

1、差押のない預金と差押のある預金があるときは、次の順序による。

- (1) 先行の差押え・仮差押えのないもの。
- (2) 先行の差押え・仮差押えのあるもの。

2、円貨建預金と外貨建預金があるときは、次の順序による。

- (1) 円貨建預金
- (2) 外貨建預金

(差押が第三債務者に送達された時点における第三債務者の電信買い相場により換算した金額（外貨）。ただし、先物為替予約がある場合には、原則として予約された相場により換算する。)

3、数種の預金があるときは次の順序による。

- (1) 定期預金
- (2) 定期積金
- (3) 通知預金
- (4) 貯蓄預金
- (5) 納税準備預金
- (6) 普通預金
- (7) 別段預金
- (8) 当座預金

4、同種の預金が数口ある時は口座番号の若い順序による。

なお、口座番号が同一の預金が数口ある時は、預金の付せられた番号の若い順による

第三債務者に対する陳述催告の申立書

横浜地方裁判所 御中

2008年11月 日

申立人債権者代理人

弁護士 横 弁 太 郎

当事者 別紙記載のとおり

本日御庁に申立てた上記当事者間の債権差押命令申立事件について、第三債務者に対し、民事執行法第147条1項に規定する陳述の催告をされたく申立てる。

平成20年(ル)第 号債権差押命令申立事件

債権者 川崎三郎

債務者 小田原株式会社

第三債務者 株式会社三菱横浜UFV銀行

2008年11月27日

横浜地方裁判所川崎支部 御中

債権者代理人

弁護士 横 弁 太 郎

取 立 届

御庁上記当事者間の債権差押命令申立事件につき、債権者は第三債務者から下記のとおり取り立てましたのでその旨届けます。

記

取 立 日 時	養育費等の定期債権分	それ以外の一般債権分
平成20年 月 日	100,000円	50,000円
取 立 累 計 額	100,000円	50,000円

<p>強 制 執行申立書 仮差押・仮処分</p>	<p>受付印</p>	
<p>横浜地方裁判所 執行官 御中</p>	<p>予納金 担当 区</p>	
<p>2008年 月 日</p>		
<p>〒231-0000 【住 所】横浜市中区〇〇町1-1-1 【債権者】 川 崎 三 郎</p> <p>〒231-0000 【住 所】横浜市中区日本大通1-1 横弁太郎合同法律事務所 債権者代理人 弁護士 横 弁 太 郎</p> <p>〒231-0000 【住 所】 横浜市中区〇〇町2-2-2 【債務者】 小 田 原 二 郎</p>		
<p>執行の目的及び執行の方法</p> <p>イ、動産執行（家財・商品類・機械・貴金属・その他）</p> <p>ロ、建物明渡・土地明渡・建物退去・代替執行（建物収去等）・不動産引渡 動産引渡・船舶国籍証書等取上・自動車引渡</p> <p>ハ、動産仮差押（家財・商品類・機械・貴金属・その他） 仮処分（動産・不動産・その他） 特別法に基づく保全処分</p>		

担当事務局： 山田太郎 (Tel 045-000-000)

目的物の所在地

- 1、債務者住所地

目的物件

債務名義

- 1、横浜地方裁判所平成20年（ワ）第000号事件の執行力のある判決正本

請求金額

金

円（内訳は別紙のとおり）

添付書類

- | | |
|-----------------|----|
| 1、執行力のある債務名義の正本 | 1通 |
| 2、同送達証明書 | 1通 |
| 3、同送達証明書 | 1通 |
| 4、委任状 | 1通 |

執行の立会

有り

当事者目録

〒231-0000

【住 所】 横浜市中区〇〇町 1 - 1 - 1

【債権者】 川 崎 三 郎

〒231-0000

【住 所】 横浜市中区日本大通 1 - 1

横弁太郎合同法律事務所

債権者代理人

弁護士 横 弁 太 郎

〒231-0000

【住 所】 横浜市中区〇〇町 2 - 2 - 2

【債務者】 小 田 原 二 郎

債務名義の表示

東京地方裁判所平成16年(ワ)第501号事件の執行力
のある判決正本

物 件 目 録

※債務名義上の物件目録と同じ記載とする。

図面などで明渡部分を特定している場合は、その記載と図面の添付もすること。

所有権放棄書

債権者川崎三郎、債務者私達間の横浜地方裁判所平成20年（執口）第〇〇〇号外事件につき、本件建物の明渡に際し、同建物・敷地内に残置した動産等一切につきその所有権を放棄し、債権者において廃棄等いかなる処分をされても異議を述べません。

2008年 月 日

住 所

債務者

印

債権者代理人

弁護士 横 弁 太 郎 殿